

国住政第102号  
国住生第798号  
平成28年4月1日

日本建築士会連合会会長 殿  
日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

住宅生産課長

「地方税法施行規則附則第7条第9項第2号の規定に基づく熱損失防止改修工事証明書について」の一部改正について

今般、地方税法（昭和25年法律第226号）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）及び平成20年国土交通省告示第516号の一部が改正され、既存住宅の熱損失防止改修工事をした場合の固定資産税の減額措置について一定の見直しが行われたところです。これを踏まえ、本通知を別添新旧のとおり改正することにしましたので、固定資産税額の減額措置の適用を受けようとする者が市町村に提出する証明書（要件を満たす熱損失防止改修工事が行われたことについて建築士等が証明する書類）に関して、別添新旧の内容について十分ご留意していただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、貴団体会員に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。